

プロジェクト ASAF 対応

項目 2020 年アジェンダ協議への対応

## 本資料の目的

1. IASB は 5 年毎に「情報要請」(Request for Information; RFI) という形で IASB の作業計画について公開協議を実施することがデュー・プロセス・ハンドブックにより求められており、今回の「2020 年アジェンダ協議」の今後のスケジュールについては次の通り示されている。

	今後のスケジュール
情報要請の準備 ・アウトリーチ ・ボードでの審議 ・ドラフト	2019年9月－2020年8月
情報要請	2020年9月
コメント期間	2021年1月
フィードバック・ステートメントの公表	2021年第4四半期
作業計画	2022年－2026年

2. 上記の「情報要請の準備」に関連して、11 月 8 日までに情報要請のショートリストに含める潜在的なプロジェクトについて 5 つ以内で、以下の理由とともに電子メールで送付することが ASAF メンバーに対して要請されている。
  - ✓ 問題点の識別
  - ✓ なぜその問題が重要なのか（緊急性、広がり、影響）
  - ✓ どの利害関係者が影響を受けているのか（種類、法域、業種、企業規模）
  - ✓ 考えられる解決策
  - ✓ プロジェクトの規模
3. 本資料は、「2011 年アジェンダ協議」及び「2015 年アジェンダ協議」における ASBJ の対応についてご説明したうえで、11 月 8 日までに送付する予備的な見解についてのご意見をお伺いすることを目的としている。

### 意見募集「2011年アジェンダ協議」の公表の背景及びASBJの対応

4. IASBは、2001年に発足してからの10年間で、世界中の多くの法域で自国の国内基準からIFRSへの移行が行われ、IASB自身の組織も大きく変化したこと、また、米国会計基準とのコンバージェンスや金融危機への対応も一段落したことを受けて、2011年以後、どのプロジェクトを優先すべきか、また、それらのプロジェクトをどのような形でアジェンダに加えるべきかを議論するため、幅広く関係者からの意見を募集することを目的として、2011年7月に意見募集「2011年アジェンダ協議」を公表した。これがIASB発足後初めてのアジェンダ協議であった。
5. 一方、我が国では、当時、2009年に金融庁より「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」が公表されたことを踏まえ、IFRSの我が国への導入について議論が行われており、その中で、一部のIFRSの取扱いは、日本基準の基本的な考え方と相容れないのではないかとの懸念が示されていた。
6. そのため、IFRSのどの項目について重点的に意見発信すべきかについて、ASBJ事務局において日本基準とIFRSのGAAP分析を実施したうえで議論が行われた。
7. このような議論を経て2011年11月にASBJが提出したコメント・レターでは、我が国の市場関係者に特に関心が高く重要性が高いと考えられる項目として、以下の項目を挙げている（詳細については参考資料1を参照）。

- (1) OCIとリサイクリング
- (2) 公正価値測定の適用範囲
- (3) 開発費の資産計上
- (4) のれんの非償却
- (5) 固定資産の減損の戻入れ
- (6) 機能通貨

### 意見募集「2015年アジェンダ協議」の公表の背景及びASBJの対応

8. IASBは、主要な基準設定プロジェクトのうち、金融商品と収益認識が完了し、リースと保険契約が完了に近づく中で、2015年8月に意見募集「2015年アジェンダ協議」を公表した。同アジェンダ協議では、(1)IASBの作業計画における戦略的な方向性とバランス、及び(2)将来のアジェンダ協議を行う間隔として3年が適当であるかどうかについて見解を収集することを目的とされた。

## 審議事項(1)

9. 2015 年アジェンダ協議では、それまでの主要な基準設定プロジェクトの完了に当初の予想よりも長い期間を要したことから、より現実的な目標を設定し、実施するプロジェクトの数も制限するとして、作業計画を修正すべきかどうか、又はどのように修正すべきかどうかについて重点が置かれていた。
10. これに対して、ASBJ では、2015 年 12 月に以下のプロジェクトが極めて重要かつ緊急であるとするコメント・レターを提出した（詳細は参考資料 2 を参照）。
  - (1) のれんの償却
  - (2) 概念フレームワークの改善
  - (3) 開示原則の開発
11. また、ASBJ は、リサーチ・プログラムの各プロジェクトについて、相対的な重要度と緊急度に基づいて、表1の通り整理し回答した<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> 我が国の関係者からの見解だけを反映したものでなく、世界中の幅広い利害関係者から IASB が受け取るであろうコメントに関する ASBJ の理解を要約したものである。

【表 1】 相対的な重要度と緊急度

緊急度 重要度	高	中	低
高	のれん及び減損 開示に関する取組み - 開示原則	持分法 資本の特徴を有する金融商品 退職後給付 開発費	該当なし
中	該当なし	事業の定義 動的リスク管理 排出物価格設定メカニズム 株式に基づく報酬 IFRS 第 5 号の見直し	共通支配下の企業結合
低	該当なし	法人所得税	割引率

12. その中で、表1に示した優先順位に対する理由として、その一部について以下の通り説明している。

(1) 持分法：

「我々は、持分法会計に関する我が国の関係者の見解についてアンケート調査を実施した。我々の関係者は、リサーチ・プロジェクトで検討すべき更なる改善の余地のあるさまざまな領域を識別したが、持分法を廃止すべきであると考えた関係者はほとんどいなかった。さらに、関係者が識別した論点が相互に結び付きがあることを踏まえ、我々は、IASBが、短期プロジェクトとしてIAS第28号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』の要求事項の限定的な修正を行うのではなく、持分法の背景にある基礎となる概念を識別するようすることを提案する。」

(2) 資本の特徴を有する金融商品：

「我々は、財政状態計算書の貸方側に関する多くの重要な論点が、

## 審議事項(1)

IASBの概念フレームワーク・プロジェクトの中で未解決のままであると考えている。したがって、我々は、IASBが、『3区分アプローチ』が適切かどうかを含め、本件に関する十分な検討を行うことを推奨する。」

### (3) 退職後給付：

「我々は、IASBが基準設定プロセスの中で論争となったと考えた領域（OCIのノンリサイクリングや確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額の会計処理の要求事項など）に焦点を当ててIAS第19号『従業員給付』の適用後レビューを行うことが重要であると考えている。」

### (4) 開発費：

「我々は、内部プロジェクトの開発フェーズから生じたコストを資産化する要求事項が適切を評価するため、IASBが適用後レビューを行うべきであると考えている。これは、多くの我が国の作成者から、コストを資産化させる要求事項が利用者に有用な情報をもたらすのかについて疑問が示されているほか、我々がリサーチを行った結果、内部プロジェクトの開発フェーズから生じるコストを認識するかどうかに関して会計実務が不統一であることが示されたためである。」

## 「2020年アジェンダ協議」に対する予備的な見解

13. 情報要請は上記の通り、2020年9月に公表される予定であり、それまでの間、アウトリーチ等が続けられる予定とされている。今回のASAFメンバーへの要請は2019年11月8日までに求められており、我が国としての対応を決めるのに十分な時間が与えられていない。よって、今回の提案は、これまで当委員会が主張してきた内容を踏襲したものに限り、今後、IASBが情報要請を公表するまでの期間において、必要に応じて、追加の提案を行っていくものとする。
14. また、現在IASBで進行中のプロジェクトを含めるか否かについては要請では明らかではないが、のれんや基本財務諸表のように今後ディスカッション・ペーパー又は公開草案の公表が予定されているものは除き、プロジェクトにはあがっているが進捗が芳しくないものは含めることにする。
15. 以上を踏まえると、2020年アジェンダ協議への初期対応として、以下を提案することが考えられる。

### (1) OCIのリサイクリング

- IFRS第9号「金融商品」の適用後レビュー
- IAS第19号「従業員給付」の適用後レビュー

### (2) 開示原則の開発

### (3) 持分法

以下で、提案する理由を記載している。

### (OCIのリサイクリング)

16. 我々は2011年のアジェンダ・コンサルテーション以来、すべてのOCI項目をリサイクリングすることを主張してきており、修正国際基準においても、ノンリサイクリング項目について「削除又は修正」している。
17. この点、2018年に改訂された「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念フレームワーク」という。）では、新たに「表示及び開示」に関する章が設けられ、その中では、ある期間にその他の包括利益に含められた収益及び費用は、原則としてリサイクリングされることとされ、例外的にリサイクリングする期間や金額を特定するための明確な基礎がなく、有用な情報を提供しない場合には、リサイクリングを行わないことも考えられるとされている（概念フレームワーク第7.19項）。
18. ここで、ここ10年ほどで開発又は改正されたIFRS基準の中では、IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）及びIAS第19号「従業員給付」（以下「IAS第19号」という。）において、ノンリサイクリングの会計処理が含まれているが、純損益の計算に重要な影響を与えるものであり、適用後レビューを実施し、概念フレームワークの考えに反していないか、純損益の情報の有用性に問題が生じていないかを検証すべきである。なお、IFRS第9号及びIAS第19号において、ノンリサイクリングの会計処理が含まれることとなった経緯・理由が異なるから、それぞれに検討することが考えられる。

なお、IFRS第9号については、原則として資本性金融商品に対する投資をすべて公正価値で測定しなければならないとされており、修正国際基準では、最終的に「削除又は修正」は行わなかったものの、修正国際基準を開発する際のIFRSのエンドースメント手続きにおいて以下の懸念が聞かれていた。

- (1) 相場価格のない資本性金融商品への投資については、他の資産と組み合わせて

## 審議事項(1)

キャッシュ・フローの創出に寄与する場合にはのれん価値に含まれていると考えられるため、公正価値測定は適切ではないと考えられる。

- (2) 相場価格のない資本性金融商品への投資については、一般的に、信頼性をもって公正価値が測定することは難しいと考えられ、特に公正価値の上昇によって、利益を計上することは、目的適合的でない可能性がある。

したがって、非上場株式を公正価値で測定することの適否についても、IFRS第9号の適用後レビューに含めて検証すべきであると考えられる。

### (開示原則の開発)

19. IASBは2017年に「開示原則」に関するディスカッション・ペーパー (DP) を公表し、開示の問題点として、次の3つの懸念が認識されており、開示原則を開発すべきであるとの多くの利害関係者からのフィードバックが聞かれているとしている。
  - (1) 目的適合性のある情報が十分に開示されていない。
  - (2) 目的適合性のない情報が開示されている。
  - (3) 提供された情報のコミュニケーションが効果的でない。
20. その後、IASB は DP に対するコメントを受けて、論点の優先付けを行い、現在は、「的を絞った基準レベルでの開示のレビュー」及び「会計方針」のプロジェクトに取り組んでいる。
21. しかしながら、我々は、前項の取組みが必ずしも本資料第 19 項に示された懸念の解消につながっていないと考えており、目的適合性及び忠実な表現に寄与する高品質な開示原則の開発に IASB は引き続き十分な時間とリソースを費やすことが重要であると考えている。

### (持分法)

22. 持分法については、現在、リサーチ・パイプラインに挙がっており、今後行われるIFRS第11号「共同支配の取決め」の適用後レビューの後に本トピックの検討を行うことが最も効果的かつ効率的であるとされている。
23. 我々は、持分法会計を適用すること自体は、広く支持が得られていると考えているが、その背景にある基礎となる概念、例えば、「測定基礎」なのか「一行連結」なのかといった問題が検討されていないため、それらについて十分に検討することが、持分法から生じる損益の意義を高めるものにあると考えている。

24. なお、IASBは現在、基本財務諸表プロジェクトの中の財務業績の計算書の新たな小計に関連して、関連会社及び共同支配企業に対する持分法変動損益を不可分な（Integral）なものと不可分でない（Non-integral）なものに分けて表示することを提案しようとしているが、表示を議論する前に、持分法の意義を明確にすべきと考えている。

**ディスカッション・ポイント**

2020年アジェンダ協議への初期対応として、本資料第13項から第24項に示した内容について、ご質問又はご意見をお伺いしたい。

以 上